

被扶養者の離職に伴う扶養認定フローチャート

雇用保険受給なし		年間収入 130 万円未満	○	
雇用保険受給あり		待期間&給付制限期間	受給期間	受給後
手当日額	3,612 円(5,000 円)以上	○	×	○
	3,611 円(4,999 円)以下	○	○	○

※()内は 60 歳以上または障害厚生年金要件に該当する程度の障害のある方

STEP 1 被保険者が健保組合へ扶養申請し、資格情報のお知らせ等を受領する



家族が離職し健康保険の扶養に入れる場合は、下記書類を添付のうえ、申請する。

- 「被扶養者認定状況調査書」 「雇用保険受給内容確認書」 「住民票」 「その他必要書類」

※雇用保険失業給付受給中で「手当日額 3,612 円以上」の方は、失業給付受給終了まで申請できません。

※「その他必要書類」は、「雇用保険受給内容確認書」に記載している書類をご確認ください。



雇用保険失業給付を受給する
(受給中の場合は手当日額 3,611 円以下のみ)

- 雇用保険受給資格者証 (写) を添付して申請

雇用保険失業給付を受給しない

- ◎受給延長 (先送り) する (している)

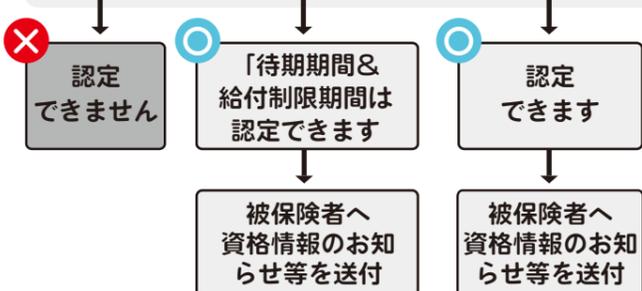
- 下記の書類を添付して申請
「離職票 1, 2 (写)」(「離職票 2」に受給期間延長決定と押印されたもの)
「受給期間延長通知書 (写)」

- ◎受給放棄する
 ◎受給資格がない

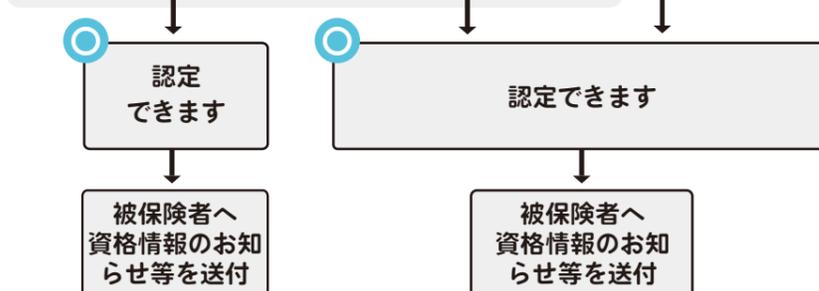
- 受給放棄する場合は
「離職票 1, 2 (写)」(「離職票 2」にハローワークの不該当印が押印されたもの)を添付して申請



「受給額」を確認
 手当日額 3,612 円以上
 手当日額 3,611 円以下で年間収入 130 万円未満



「受給額」を確認
 手当日額 3,612 円以上
 手当日額 3,611 円以下



STEP 2 減員届を提出し扶養から外す



- 「減員届」および
「雇用保険受給資格者証 (写)」を健保へ送付
 「被扶養者でなくなった日」は「給付制限期間満了の翌日」(=受給開始日)となります。



延長期間終了後給付を申請する



- 「雇用保険の受付開始日付」で扶養削除する
「資格喪失証明書」を被保険者へ送付
 「減員届」の提出が遅れた場合は遡って扶養から外し、医療費等の健保負担分を返還いただきます。



STEP 3 国保へ加入する



受給期間中は国保等へ加入

60 歳未満の配偶者の場合は、「国民年金第 3 号被保険者被扶養配偶者非該当」の届出を行い「国民年金」にも併せて加入する。



STEP 4 再度健保へ扶養申請する



受給完了後、健保へ再度扶養申請する

- 「被扶養者認定状況調査書」
「雇用保険受給内容確認書」
「雇用保険受給資格者証 (写)」

※裏面に「支給完了」記載および「終了のゴム印」の押印が必要

- その他住民票等必要書類



再認定します